

小浜税務署よりお知らせ

◇問い合わせ／小浜税務署 ☎0770(52)1008

令和2年分の確定申告を提出される方へ

■小浜税務署申告会場での申告相談

小浜税務署申告会場での申告相談の受付は、2月16日(火)から3月15日(月)の平日午前9時から午後4時となっています。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、令和2年分の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月1日から申告相談をお受けしています。

本年は、申告会場の混雑緩和のため、申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、当日申告会場で配付しますが、すべて配付した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

国税庁のLINE公式アカウントから事前発行も行っています。

※電話による発行は受け付けていません。



確定申告会場にお越しになる方へのお願い

- 確定申告会場への入場の際には、検温を実施しています。37.5度以上の発熱が認められる場合や検温にご協力いただけない場合には、入場をお断りさせていただきます。
- ご来場の際はマスクを着用していただき、入口等で手指消毒液をご利用ください。
- ご来場の際はできるだけおひとりでお越しいただき、複数名でお越しの場合もできるだけ少人数でお越しください。

■自宅でいつでも申告

税務署にお越しいただきますと、混雑時は大変お待ちいただく必要があります。確定申告には、ご自宅からご自身のスマートフォンやパソコンでご利用いただけるe-Tax(電子申告)が便利です。

「マイナンバーカード」を使って送信、又は「ID・パスワード」で送信することができます。

※詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。



申告はこちら

■申告書の作成でお困りの場合

申告書の作成でお困りのときは、国税庁ホームページをご覧ください。本年からAIを活用した「税務相談チャットボット」でご相談が可能となりました。

ご質問を入力いただければ、自動応答します。

また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問い合わせの多い質問について、同コーナーの「よくある質問」に掲載しています。

それでも解決しない場合は、税務署へお電話ください。

■マイナンバーの記載にご注意ください

申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類(マイナンバーカード又は通知カード+運転免許証など)の提示又は写しの添付が必要です。

(注)本人確認書類として、公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合は、「保険者番号」及び「記号・番号」を復元できない程度に塗り潰してください。



■納期限と振替納税のご案内

確定申告による納期限と振替日は次のとおりです。期限までに納付できない場合は、お早めに小浜税務署の徴収担当にご相談ください。

	所得税	個人消費税
納期限	3月15日(月)	3月31日(水)
振替日	4月19日(月)	4月23日(金)

※1 振替納税を利用すると各期日に口座から引き落とされます。
 ※2 振替納税をご利用の際には「預貯金口座振替依頼書」の提出が必要です

■申告書(控)に収受日付印の押印が必要な方へ

申告書を提出後、申告書(控)に収受日付印を押印することはできませんのでご注意ください。

申告書を郵送等で提出される場合は、申告書(控)及び切手を貼付した返信用封筒を同封して提出してください。また、申告書を直接、税務署へ提出される場合は、総合受付にて、申告書(控)とともに担当者へ提出してください。

税務課よりお知らせ

◇問い合わせ／税務課 ☎(72)7707

確定申告と町県民税申告の受付が始まります

受付期間	会場	受付時間
2月16日(火)～3月15日(月) (土・日・祝日を除く)	高浜町役場	午前9時～11時 午後1時～4時

※税理士による申告相談日…2月16日(火)、2月17日(水)、2月18日(木)、2月19日(金)

※小浜税務署職員による申告相談日…2月22日(月)、2月24日(水)

■公民館での出張相談の取り止め

これまで公民館で出張相談を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染・拡大防止の観点から、出張相談を取り止めることになりました。相談会場が役場のみとなり、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■地区別受付を導入します

例年、申告受付期間の初日から1週間が大変混み合うため、2月16日～2月24日の午前中は、地区別受付を導入します。この期間の午前中は、対象地区の方のみ受付を行いますのでご了承ください。また、来場人数が多い場合は入場制限を設けますので、日時をずらすなど3密を避けるためにもご協力をお願いします。

日程	受付地区	午前				午後				備考
		高浜	和田	青郷	内浦	高浜	和田	青郷	内浦	
2月16日(火)		○	×	×	○	○	○	○	税理士相談日	
2月17日(水)		×	○	×	○	○	○	○		
2月18日(木)		×	×	○	○	○	○	○		
2月19日(金)		○	×	×	○	○	○	○	税務署相談日	
2月22日(月)		×	○	○	○	○	○	○		
2月24日(水)		○	×	×	○	○	○	○		

※ ○がついている地区の方のみ受付をします。

■申告についての注意点

○次の所得税の確定申告の相談は、小浜税務署をお願いします。

- ・青色申告 ・株式等の譲渡所得 ・土地、建物等の譲渡所得(公共事業によるものを除く)
- ・初年度の住宅借入金特別控除 ・損益通算 ・繰越控除

○次の書類については、代行作成は行いません。事前に作成の上、申告相談にお越しください。

- ・営業所得、農業所得、不動産所得のある方の「収支内訳書」
 - ・医療費控除を受ける方の「医療費控除の明細書」
- ※様式は、国税庁ホームページからダウンロードしてください。

○新型コロナウイルス感染症に伴い個人事業主向けに支給された給付金や助成金等は、課税対象になります。事業所得として、確定申告又は町県民税の申告をしてください。

■申告会場内での感染予防について

感染予防のため、会場内ではマスクの着用と消毒をお願いします。また、来場時に検温を行いますので、ご協力をお願いします。

